

## 札幌市食品衛生管理認証制度の刷新（リニューアル）について

### 1 制度改正の概要

従来の「認証制度」は、単一の評価基準に基づき、食品関係業者が HACCP の考え方に基づく衛生管理を行っていることを、第三者機関が認証する制度でした。

今回、制度の改正により、第三者機関による「認証」の前段階として、保健所職員による「評価」の制度を設けることで、認証に向けた段階的な取組を支援します。

また、「認証」そのものも、2つの段階を設けることにより、営業者のレベルに応じて、目標を設定できるようにします。

#### (1) 制度の概要

下表のとおり、「評価制度」と「認証制度」の2つの制度からなります。

制度の名称	概要
札幌市 HACCP 型衛生管理導入 評価制度（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>保健所職員による評価</li><li>衛生管理の実地調査 &amp; HACCP 関係書類の確認</li><li>評価段階は A～C までの 3 段階。</li><li>「段階 A」の評価を受けた施設について、特に「エントリー段階（ステージ）」と呼ぶ。</li><li>評価の実施は <u>無料</u></li><li>有効期間の概念はない。</li></ul>
札幌市食品衛生管理認証制度	<ul style="list-style-type: none"><li>第三者機関による認証</li><li>衛生管理の実地調査 &amp; HACCP の運用状況(記録等)の確認 &amp; HACCP 管理の妥当性の審査</li><li>認証段階は、「基本（ベーシック）認証」「高度（プレミアム）認証」の 2 段階。</li><li>認証に係る審査等は <u>有料</u></li><li>有効期間は 3 年間</li></ul>

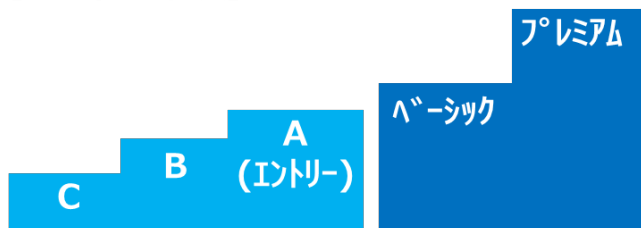
#### 【従来の制度】



認証制度  
(第三者機関)



#### 【改正後の制度】



評価制度  
(札幌市保健所)

認証制度  
(第三者機関)

## (2) 対象施設

評価制度及び認証制度の対象施設は、以下のとおりです。

対象の区分	営業内容（例）
飲食店	・ 飲食店営業、喫茶店営業の許可施設 （例：レストラン、ホテル、食堂、寿司店、ラーメン店、カフェ etc・・・） ・ 集団給食施設（例：学校給食、病院給食、社会福祉施設 etc・・・）
店頭販売店	・ 各種の食品販売業の許可・登録施設 （例：精肉店、鮮魚店、コンビニエンスストア etc・・・） ・ 食品製造業のうち、専ら店頭で消費者に直接販売する施設 （例：洋菓子店、パン屋 etc・・・）

## 2 評価・認証のメリット

### (1) ロゴマークの活用

一般公募により募集した新たなロゴマークを活用し、自店舗や商品等のPRを行うことができます。

**※ 新ロゴマークの発表は、2月13日（土）の予定です。**

### (2) 札幌市による認証施設のPR

評価施設及び認証施設について、札幌市において各種のPRを実施する予定です。

#### <PRの例>

- ・ 地下鉄の電照広告欄にロゴマークを掲示し、制度のPR
- ・ 札幌市ホームページ等における評価・認証施設の紹介
- ・ 評価・認証施設をガイドブック（MAP）で紹介
- ・ 情報誌（POROCO等）に認証施設の記事を掲載
- ・ さっぽろオータムフェストに、認証施設の特設ブースを設置
- ・ 「おもてなし事業」との連携による木製ボードの配布  
⇒ 「認証」の取得を項目の1つに追加し、認証施設は、「おもてなしの店」としてもPR可能とします

評価・認証

認証

## 3 今後の日程（仮）

平成28年2月13日	新ロゴマークの発表
平成28年4月1日～	新制度の運用開始
平成28年5月中旬	事業者向けの説明会を実施
平成28年5月～	説明会参加者等への個別フォロー
平成28年9月	さっぽろオータムフェスト（出店予定）
平成29年2月	安全・安心な食まち・さっぽろフェスト（予定）

